

# 令和元年度 第3回 仙台市景観総合審議会

日時：令和2年3月17日（火）

14時00分～16時00分

場所：仙台市役所2階 第一委員会室

## 次 第

1. 開会
2. 都市整備局長挨拶
3. 会長挨拶
4. 事務局からの報告
5. 議事
  - 〈審議事項〉
    - ・提言書（案）～今後の景観施策のあり方について～
  - 〈報告事項〉
    - ・景観計画区域内に係る行為届出の取扱いについて
6. 閉会

## — 配 付 資 料 —

資料1：今後の景観施策のあり方について

（検討のまとめ、審議会からの提言書案について）

資料2：景観計画区域内に係る行為届出の取扱いについて

# 仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：平成30年5月15日～令和2年5月14日

(令和元年10月23日現在)

氏名	所属・役職等
いなば まさこ 稲葉 雅子	(株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役
こばやし としこ 小林 淑子	宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長
すがわら まさかず 菅原 正和	仙台市議会議員
すぎやま あきこ 杉山 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント
たかやま ひでき 高山 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
たけやま りょうぞう 武山 良三	富山大学 理事・副学長
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役
ばば たまき 馬場 たまき	尚絅学院大学人文社会学群人文社会学類 准教授
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
ふわ まさひと 不破 正仁	東北工業大学工学部建築学科 准教授
ほり しげる 堀 繁	東京大学名誉教授 (一社)まちの魅力づくり研究室 理事
やん しゅあん 巖 爽	宮城学院女子大学生生活科学部 教授
よしかわ ゆみ 吉川 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役

(五十音順, 敬称略)

今後の景観施策のあり方について  
(検討のまとめ、審議会からの提言書案について)

1. 検討の経過

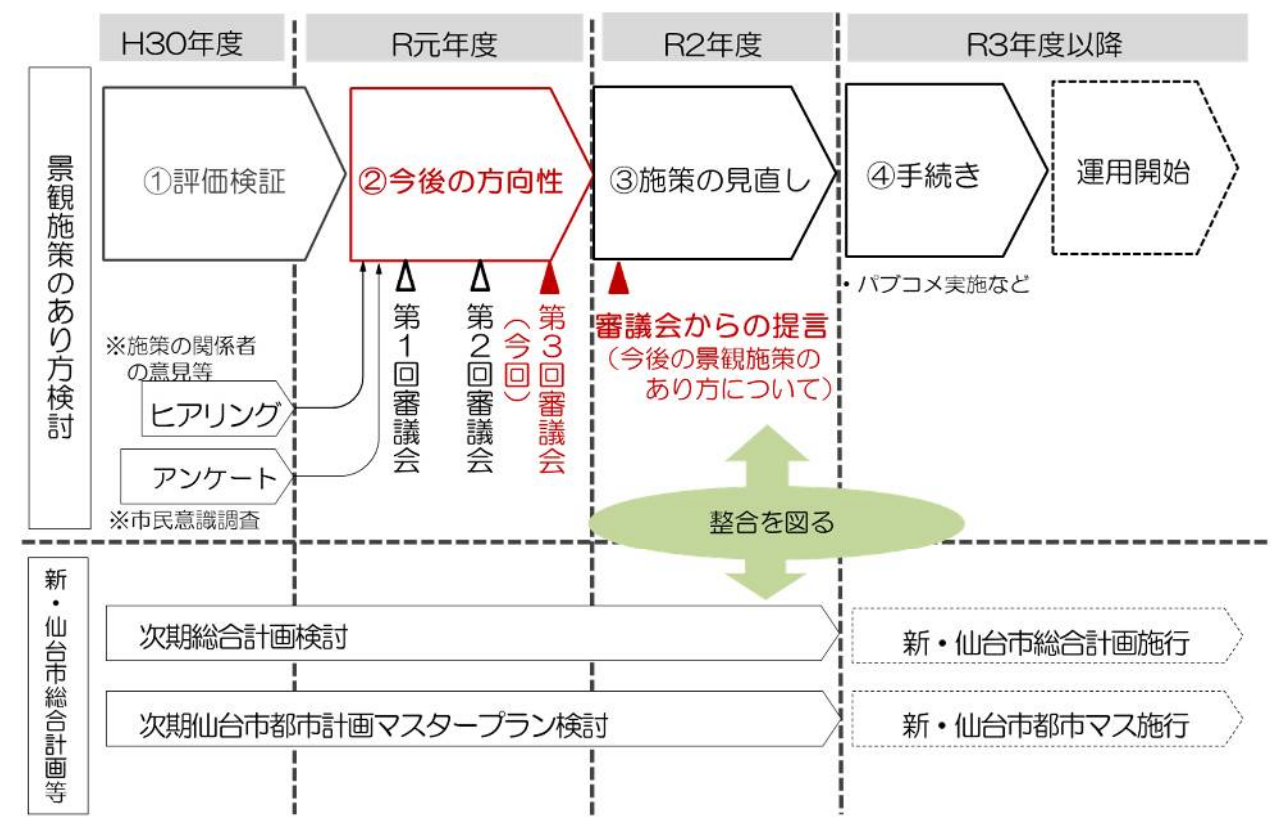
(1) 検討の背景と目的

- ・「杜の都の風土を育む景観条例」制定から20年以上、景観法にもとづく「仙台市『杜の都』景観計画」策定から10年が経過
  - 平成7年 「杜の都の風土を育む景観条例（景観条例）」制定（景観3原則、景観7方策）
  - 平成16年 「景観法」制定
  - 平成21年 「仙台市『杜の都』景観計画」策定、景観条例一部改正（景観法との整合）
- ・策定時から、本市の状況やまちづくりの考え方、行政と市民の役割、市民意識なども変化（※）
  - ※人口減少への対応、交流人口拡大、震災復興など
- ・景観法制定による若干の変更はあったが、景観施策の基本的な部分は大きくかわっていない
- ・令和3年度以降の総合計画の策定、都市計画マスタープランの策定に着手

これらを踏まえ、景観施策について評価検証を行い、  
今後の取組みの整理や必要な施策

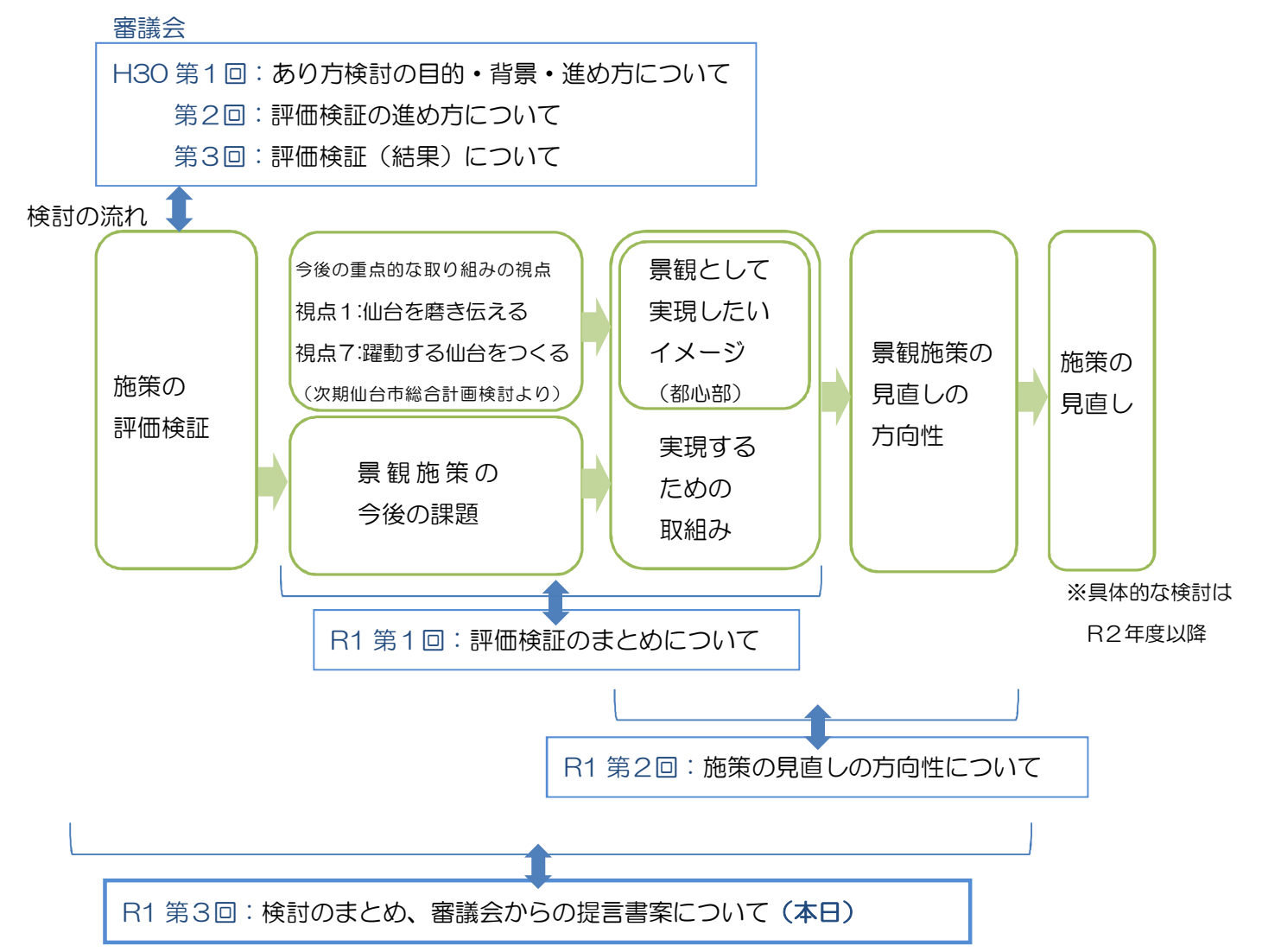
(2) スケジュール

景観施策見直しのスケジュールは下記のとおりである。



(3) 審議経過

平成30年度～令和元年度の検討の流れ、審議経過は下記のとおりである。



## 2. 検討のまとめ

### (1) 前回審議会の主な意見

前回は、「景観施策の見直しの方向性」について審議いただいた。主な意見は下記のとおりであった。

- ①評価検証等から得られた「今後の課題」と、今後の方向性として都心の景観に重点的に取り組むこととの関係性がわかりづらい（杜の都景観重要建造物等、屋外広告物等）。  
⇒（考え方）**都心部と市全体**それぞれの課題と方向性として整理
- ②都心部に集中した議論になっている印象があるが、郊外や農村部も含めた仙台市全体を考えていかなければならない。  
⇒（考え方）市全体として、引き続き、景観計画等による「マイナスの未然防止」に取り組んでいく。地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全、市民協働の取組みを進める。
- ③シンボルロード（定禅寺通・宮城野通・青葉通）だけに取組むように見えるが、他に取組むべき場所があるのではないか。  
⇒（考え方）シンボルロード周辺の道路や沿道の公園や建物についても、新たな視点を取り入れて取組んでいく。
- ④都市空間の質の向上の方向性を表す言葉が「人にやさしく、ていねいに」とされているが、他に適切な言葉がないのか（上から目線が感じられないように）。  
⇒（考え方）新たな案として「居心地良さをより大切に」としたい。

### (2) 検討のまとめ

前回審議会でいただいた意見をもとに、今後の景観施策のあり方として別紙1のとおりまとめた。

参考：総合計画との関係について

参考資料「次期仙台市総合計画検討状況について」のとおり

## 3. 審議会からの提言について

「今後の景観施策のあり方について（まとめ）」をもとに、審議会からの提言書案を検討した。

### (1) 提言書の構成

項目	内容	
はじめに	今後の景観施策のあり方提言の背景等	
1. 仙台市における現況	景観施策の評価検証の結果より	
2. 基本的な考え方	課題に対応するための今後の基本的な考え方	
3. 今後の景観施策のあり方	「基本的な考え方」に基づく施策の方向性	(1) 都市空間の質の向上（街並み景観へ取組み）について
		(2) 地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全について
		(3) 市民協働による景観づくりの推進について
4. 今後の展開	今後の取組みの進め方	

### (2) 提言書案

別紙2「提言書案 今後の景観施策のあり方について」のとおり

## 4. 今後の予定

### ○提言書

- ・4月～5月に審議会から市長へ提出

### ○施策の見直し

#### 【早期に実施するもの（令和2年度から実施）】

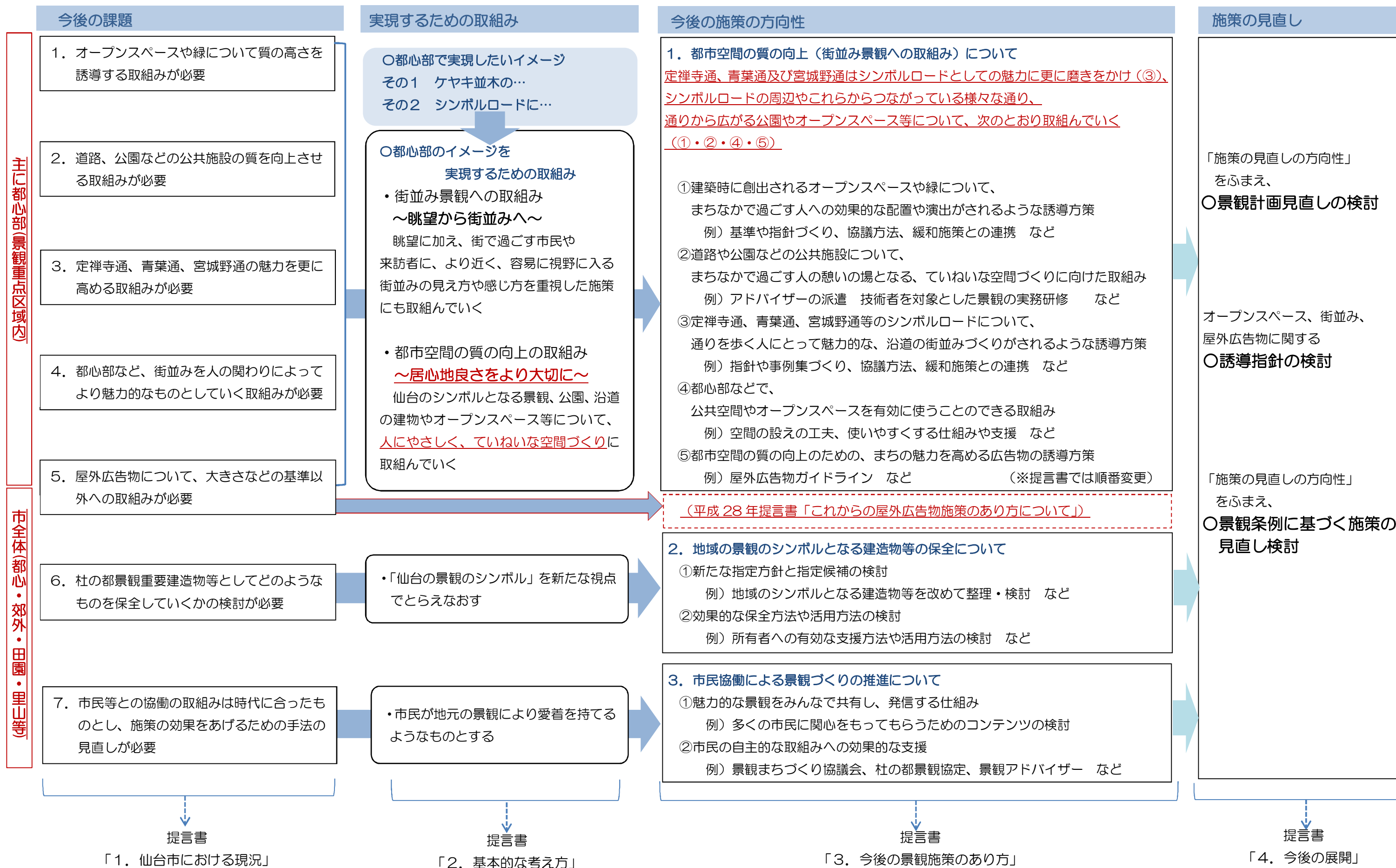
- ・都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）に関すること …提言書3.（1）  
景観計画の見直し  
オープンスペース等に関する誘導指針の策定  
屋外広告物ガイドラインの策定  
質の高い公共施設の整備への取組み

#### 【中期的に実施するもの】

- ・地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全に関すること …提言書3.（2）
- ・市民協働による景観づくりの推進に関すること …提言書3.（3）
- ・必要に応じて景観条例に関する施策を見直し

今後の景観施策のあり方について (まとめ)

※朱書き(下線部)が第2回審議会からの変更点



# 提 言 書 ( 案 )

今後の景観施策のあり方について

令和 2 年 ○ 月  
仙 台 市 景 観 総 合 審 議 会

## はじめに

仙台は、山麓から連なる豊かな緑、幾筋もの清流、豊かな田園など、奥羽山脈から太平洋にかけ多様な自然が織りなす情緒にあふれ、中心市街地も緑豊かな丘陵と広瀬川に包まれている。そして定禅寺通の美しいケヤキ並木に象徴される「杜の都」の名は国内外に広く知れわたり、自然と都市機能が調和した景観が、市民共有の財産となっている。

こうした財産を次の世代に継承するため、景観形成の指針となる『杜の都の風土を育む景観条例』を制定して 20 年以上、風格ある杜の都の景観形成を推進する『仙台市「杜の都」景観計画』を施行して 10 年以上、市民が大切に景観を育んできたところである。

一方、仙台市では、東日本大震災からの確かな復興の歩みが進められてきたが、緩やかながらも、社会制度等への影響を伴う人口減少の局面を迎えており、これまで以上に進むと思われるグローバル化、交流人口の拡大といった社会の変化を捉えて対応していくことが求められている。

このような状況において、快適な都市環境を構築し、国内外からの集客や交流の求心力及び経済的活力を高め、東北の発展のための役割を果たしていくためには、自然と都市機能が調和した都市個性をより深化させることが重要であり、景観についても、これまでの調和・保全のための取組みに加え、都市の美しさや居心地の良さを十分に実感できるような魅力向上への取組みが必要となっている。

連綿と継承されてきた「杜の都」のまちづくりを基盤として、皆が誇りに思い、世界からも選ばれるまちを目指し、市民・事業者・市それぞれが協働して景観づくりに取り組むことを望み、今後の景観施策のあり方について提言するものである。

## 目 次

1. 仙台市における現況	・・・ 1
2. 基本的な考え方	・・・ 3
3. 今後の景観施策のあり方	・・・ 5
4. 今後の展開	・・・ 7



## 1. 仙台市における現況

景観への影響が大きい大規模建築物や工作物については、『仙台市「杜の都」景観計画』により、形態・意匠、高さ、色彩等を制限することによって景観への調和を図ってきた。さらに、「杜の都」仙台のシンボルロードである定禅寺通、宮城野通及び青葉通の沿道を景観地区に指定し、建築物についてのきめ細やかな制限を定めることにより、通りの景観の調和を図ってきた。

また、景観条例の各方策により、地域の景観のシンボルとなっている建造物等の保全を図るとともに、市民協働による良好な景観づくりの取り組みを行ってきた。

このような取り組みによる成果と課題は次のとおりである。

- ① 景観計画等による制限により、市全体として、周囲から突出した建築物等を抑え、特に市中心部の景観重点区域においては、仙台城跡や県庁などからの眺望景観を保全するなど、景観を阻害する行為を抑えることができた。

引き続き、景観計画等により、眺望景観の保全や通りの景観の調和に向けた取り組みを着実に実施していく必要がある。

一方、建築に伴って創出されたオープンスペースやみどりが、まちの賑わいや潤いに十分につながっているとは言えず、景観の魅力向上という点では課題がある。

- ② 地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全については、所有者の同意を得ながら、杜の都景観重要建築物等として順次指定し保全が図られてきた。

引き続き、更なる保全すべき建造物等の指定や、指定された建造物等の充実した保全・活用に取り組んでいく必要がある。

- ③ 良好な景観づくりに関する市民への普及・啓発や自主的な活動への

支援については、これまで様々な取組みが行われてきた。

引き続き、市民協働を推進するための協働のあり方や担い手の育成について取組んでいく必要がある。

## 2. 基本的な考え方

現況における課題を解決し、風格や品格のある美しい景観や、都心部を中心に東北の中核都市として人が集う、賑わいのある景観を形成するためには、景観条例に掲げている景観7方策や「仙台市『杜の都』景観計画」などの景観施策について、新たな視点を取り入れて展開させていくことが重要である。

これら施策の基本的な考え方は次のとおりである。

### ①都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）について

#### ・街並み景観への取組み ～眺望から街並みへ～

これまでの仙台城跡や高層ビル等の高い視点からの眺望の重視に加え、新たな視点として、まちで過ごす市民や来訪者に、より近く、容易に視野に入る街並みの見え方や感じ方を重視する。

#### ・パブリックスペースの質の向上の取組み

～居心地良さをより大切に～

定禅寺通、宮城野通及び青葉通などの仙台のシンボルとなる景観をはじめ、公園、沿道の建物やオープンスペース等について、居心地良さを大切にしたい、人にやさしく、ていねいな空間づくりに取り組んでいく。

### ②地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全について

保全する建造物等の対象と保全のあり方について、新たな視点を取り入れることにより、都市個性を磨き上げ、歴史と風格を感じるまちづくりの一翼を担っていく。

### ③市民協働による景観づくりの推進について

市民による魅力的な景観の共有の仕組みと市民の自主的な活動の支援に新たな視点を取り入れることにより、市民協働の原動力である

まちへの愛着と誇りを育て、これまでの市民・事業者・市の協働による関わりを更に高めていく。

なお、「①都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）」については、現在、仙台市の顔とも言える都心において、多くの建物で更新時期を迎え、再開発等により景観が大きく変化する時期にさしかかっている。この時機をとらえ、積極的な施策展開を行っていく必要がある。

世界に誇れる「杜の都」として、実現したいイメージは、次のとおりである。

- ・ケヤキ並木のシンボルロードを中心に、通りの美しさが、仙台を訪れる人をひきつけ、通りを歩くこと、通りで過ごすことを楽しみ、通りに賑わいが生まれている。
- ・シンボルロードに、周辺の道路、公園、オープンスペース等が有機的につながり、まちを回遊しながら市民が暮らしの場として楽しんで過ごしている。そこに、観光やイベントへの参加など様々な目的で仙台を訪れた人の楽しむ姿が加わり、街の賑わいを生んでいる。

### 3. 今後の景観施策のあり方

#### (1) 都市空間の質の向上（街並み景観への取組み）について

定禅寺通、青葉通及び宮城野通はシンボルロードとしての魅力を更に磨き、シンボルロードの周辺やこれらからつながっている様々な通り、通りから広がる公園やオープンスペース等について、次のとおり取組んでいく必要がある。

##### ①シンボルロード沿道建物のデザイン誘導、質の高い道路整備

インセンティブと連携した建物デザインの誘導指針や協議方法、店舗の魅力を高める事例集などについて検討し、通りを歩く人が美しさと賑わいを実感できる街並みの形成を図っていく必要がある。

通りで過ごす人の居心地に配慮した質の高い道路を整備する必要がある。

##### ②オープンスペース等のデザイン誘導

インセンティブと連携したデザイン誘導指針、協議方法などについて検討し、建物に伴って創出されるオープンスペースやみどりが、まちで過ごす人の滞留や回遊を促進する効果的なものとしていく必要がある。

##### ③街並みの賑わい創出への取組み

活動の場となる空間の設えの工夫、使いやすくする仕組みや支援などの取組みについて検討し、市民が公共空間やオープンスペースを有効に使うことによる街並みの賑わい創出を図っていく必要がある。

##### ④まちの魅力を高める屋外広告物の誘導

屋外広告物ガイドラインなどについて検討し、優れた屋外広告物による街並みの品格や魅力の向上を図っていく必要がある。

#### ⑤質の高い公共施設の整備への取組み

景観アドバイザーの派遣、技術者を対象とした景観の実務研修、景観協議の仕組みづくりなどについて検討し、まちで過ごす人の居心地を重視した質の高い道路や公園の整備を促進していく必要がある。

### (2) 地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全について

#### ①新たな指定方針と優先指定候補の検討

杜の都景観重要建造物等の指定方針の策定や優先指定候補選定から10年以上が経過しており、地域の景観のシンボルとしてふさわしいものを改めて整理した上で、新たな指定方針と優先指定候補の選定などの検討が必要である。

#### ②効果的な保全方法や活用方法

杜の都景観重要建造物等の新たな指定方針を検討した上で、長く保全を図るための所有者への有効な支援方法などの検討が必要である。また、市民への普及啓発や観光面での応用を含めた有効活用などについても検討が必要である。

### (3) 市民協働による景観づくりの推進について

#### ①魅力的な景観をみんなで共有し、発信する仕組み

市民が見つけた仙台の魅力的な景観等をみんなで共有する仕組みを、気軽に参加することができ、景観への取組みを身近に感じられるものとして検討が必要である。

#### ②市民の自主的な取組みへの効果的な支援

これまで実施してきた景観まちづくり協議会、杜の都景観協定、景観アドバイザー及び景観推進員等の施策について、地域の景観の保全や魅力向上につながる効果的なものとして見直しの検討が必要である。

#### 4. 今後の展開

今後の景観施策のあり方として示した各種取り組みについては、優先度合い等も考慮したうえで、以下のように総合的な展開を図りながら進めていく必要がある。

- ・本提言内容を実効性あるものとするため、各取り組み状況に応じて「仙台市「杜の都」景観計画」を見直すとともに「杜の都の風土を育む景観条例」に基づく各施策の見直しを検討する必要がある。

- ・都市空間の魅力向上（街並み景観への取組み）については、これまでの景観計画による行為の制限に加え、誘導方策に主眼をおいた新たな取り組みが必要である。また、都心部における様々な施策との関係性も高いため、オープンスペース、屋外広告物に関する魅力向上に向けた誘導指針の作成は優先して確実に取り組む必要がある。

- ・地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全については、市内の景観資源を改めて評価し、専門家や市民の意見、他都市先進事例などを踏まえ着実に進めるとともに、保全対象の周辺も含めた景観整備についても検討する必要がある。

- ・市民協働による景観づくりの推進については、上記取り組みの着実な推進などによる風格ある景観形成につながり、市民・事業者が愛着と誇りをもてる効果的な協働の仕組みや、地元との連携による具体的な場所での取り組みを検討する必要がある。

なお、連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤として、皆が誇りに思い、世界からも選ばれるまちを目指すには、息の長い取り組みが必要となる。本提言に基づく景観施策の推進にあたっては、継続性と趣旨の共通認識を維持する体制づくりが肝要である。

## 次期仙台市総合計画の検討状況について

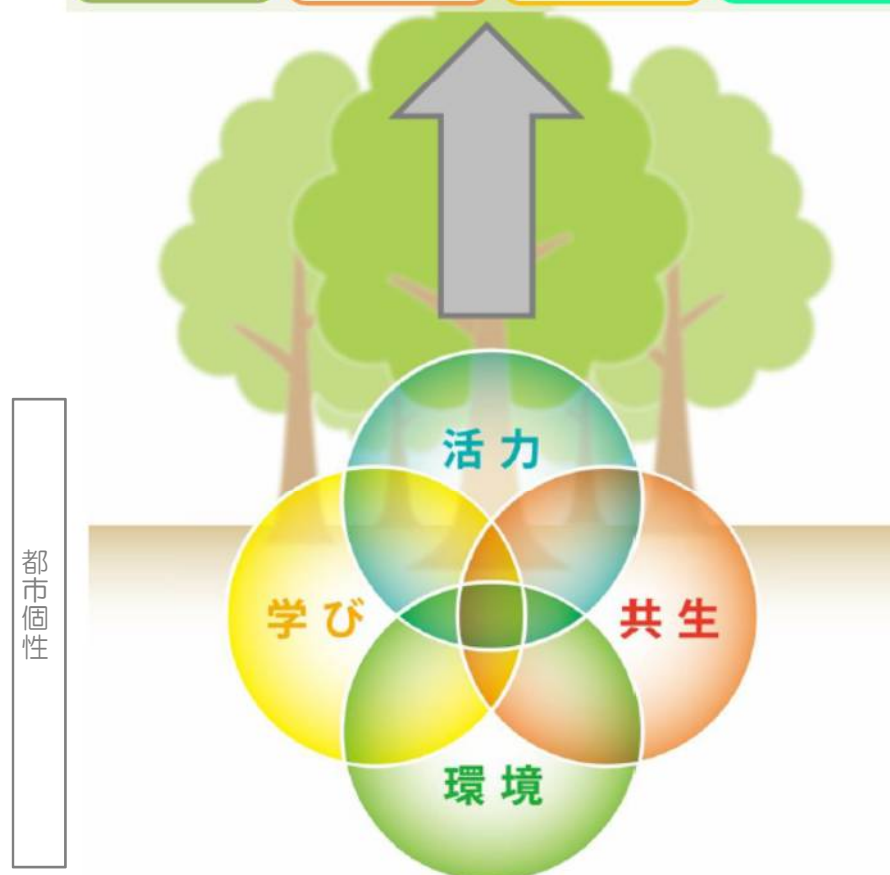
※令和2年2月3日、4日開催、

仙台市総合計画審議会第3回部会（まちと活力部会、地域とくらし部会）資料をもとに作成

### ○理念・都市の姿・都市個性

（検討経過・議論の方向性）

- ・世界への発信も視野に、まちづくりの理念として、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～For “The Greenest City” SENDAI～」を打ち出す。
- ・“Greenest”は“Green（みどり）”の最上級であり、世界と比較しても最高ランクである“Greenest”をまちづくりの理念に掲げ、仙台市の4つの都市構成を生かした街づくりを、進めていく。



### ○8つの重点プロジェクト

（検討経過・議論の方向性）

- ・4つの都市個性（環境・共生・学び・活力）を掛け合わせ、多様な主体と協働することを通じて、8つの重点プロジェクトを推進する。

景観に関すること

景観施策が特に役割を担うものとして

- 「1. 杜と海の都プロジェクト」
- 「8. 都心創生プロジェクト」

- 1 杜と海の都プロジェクト
- 2 防災環境都市プロジェクト
- 3 心の伴走プロジェクト
- 4 地域協働プロジェクト
- 5 笑顔咲く子どもプロジェクト
- 6 ライフデザインプロジェクト
- 7 TOHOKU チャレンジプロジェクト
- 8 都心創生プロジェクト

景観に関すること

特に「1. 杜と海の都プロジェクト」として、  
「杜の都にふさわしい趣と風格のある街並み景観づくり  
（街中の景観形成）」  
「歴史や文化を街中で感じることができる都市空間の形成」  
が実施の方向性として盛り込まれている。

## 1 杜と海の都プロジェクト

環境 × 活力

目標 杜の都の文化に巡りあえる都市空間をつくる

「杜の都」に代表される自然と調和した都市空間は仙台の歴史的な財産であり、この魅力をさらに磨くことで、緑がもたらす様々な効果を実感できるような、居心地のよい空間を広げていきます。また、「杜の都」を形づくる海や川などの水辺に、より親しめる空間をつくることなども通じて、あらゆる人が集い、交流し、たびたび訪れたい魅力的な都市空間をつくりたい。

実施の方向性

- 01 「杜の都」の象徴的な都市空間をつくる
  - ・杜の都の象徴である定禅寺通や青葉通の活性化（道路空間の再構成やエリアマネジメントの導入、担い手の育成・連携）
  - ・杜の都にふさわしい趣と風格のある街並み景観づくり（街中の景観形成、街路樹のマネジメント）、歴史や文化を街中で感じることができる都市空間の形成
- 02 「みどり」に親しめる都市空間をつくる
  - ・民間活力や市民のアイデアを取り入れた、周辺環境や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくり
  - ・町内会、商店街、学校、企業など多様な主体による、緑を守り、育てる活動の促進など、緑のネットワークを有効に活用した市民が楽しめる生活空間の構築
- 03 気軽に親しみ、楽しめる水辺の空間をつくる
  - ・賑わいと学びを通じた東部沿岸部の魅力づくり（海岸公園、震災メモリアル施設、集団移転跡地などの海辺の資源を活かした賑わいの創出、ネットワーク化）
  - ・広瀬川をはじめとした水辺が映える景観づくりと、市民や観光客が憩い楽しめる親水空間の形成

## 8 都心創生プロジェクト

活力 × 学び

目標 人が集い、創造性が開く都心をつくる

仙台の都心は、多くの人々が集まる交流の要所であり、絶えず人を惹きつける、魅力あふれる場所であり続ける必要があります。そこで、都心部の開発を促進させ、ビジネスや交流の基盤を整備することで、チャレンジ精神あふれる企業や起業家、クリエイティブな人材が集まる環境を整えます。さらに、多様な主体の連携や運動を促すことで、働く場、楽しむ場として多くの人が集い、刺激あふれる都心をつくりたい。

実施の方向性

- 01 投資を呼び込むビジネス拠点をつくる
- 02 個性が映えるまちのリノベーションを進める
- 03 新しい賑わいを生み出す